

第三条一項七号

(業務)

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一〜六 (略)

七 民事に関する紛争 (簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。)

であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること。

八 (略)

六 簡裁訴訟代理等関係業務の範囲 (その二 裁判外の権限)

(注) 注釈 司法書士法 (第三版) 一一六頁最終行から一一八頁一五行目まで修正あり。

ウ 多重債務者のいわゆる債務整理事件について司法書士が裁判外の和解について代理することができる範囲については、「紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの」の算定方法をめぐって、解釈が分かれていた。

主な考え方としては、①一つは、当該債権につき債務者が弁済計画の変更により受ける経済的利益の額が一四〇万円を超えるかどうかを基準とするものであり (いわゆる受益額説)、②他方は、当該債務整理

の対象となる個別の債権の価額が一四〇万円を超えるかどうかを基準とするものであり、③さらに別の見解として、当該債務整理の対象とされた全ての債権の総額又は債務者ごとにみた債権の総額が一四〇万円を超えるかどうかを基準とするものがあつた。

例えば、三五〇万円の債務につき、一四〇万円を免除し、二一〇万円を即時に一括返済する和解の場合には、受益額説によれば、一四〇万円が債務者の受ける利益になるので、司法書士は、この裁判外の和解について代理することができるとするが、その他の説によれば、司法書士は、この裁判外の和解について代理することはできないことになる。

この論点に関しては下級審においても判断が分かれていたところ、本書は、従前、受益額説の考え方に立っていたが、最高裁判平成二八年六月二七日第一小法廷判決において、解釈を統一する判断が示され、上記②の考え方が相当とされた(注)。今後の実務は、この最高裁判決の考え方に従つて動いていくことにならう。

(注) 同最高裁判決は、「認定司法書士が裁判外の和解について代理することができる範囲は、認定司法書士が業務を行う時点において、委任者や、受任者である認定司法書士との関係だけでなく、和解の交渉の相手方など第三者との関係でも、客観的かつ明確な基準によつて決められるべきであり、認定司法書士が債務整理を依頼された場合においても、裁判外の和解が成立した時点で初めて判明するような、債務者が弁済計画の変更によつて受ける経済的利益の額や、債権者が必ずしも容易には認識できない、債務整理の対象となる債権総額等の基準によつて決められるべきではない。以上によれば、債務整理を依頼された認定司法書士は、当該債務整理の対象となる個別の債権の価額が法三条一項七号に規定する額を超える場合には、その債権に係る裁判外の和解について代理することができないと解するのが相当である。」と判示する。

(以降は修正なし)